

## 【産業保安メールマガジン】「容器保安規則等」の一部改正について

各産業保安監督部(支部)・那覇産業保安監督事務所・各都道府県 高圧ガス保安御  
担当官各位

経済産業省は、平成 26 年 5 月 30 日付けで、「高圧ガス保安法に基づく容器保安規則等」  
の一部改正を行いましたので、お知らせします。

### <改正の主な内容等>

平成 27 年(2015 年)の燃料電池自動車及び水素スタンドの本格的な普及開始に向け、安全  
性の確保を前提として、様々な技術基準の改正等を行っています。

国際的には、「水素及び燃料電池の自動車に関する世界技術規則」(以下「世界技術規  
則」という。)の作成が、平成 10 年(1998 年)にジュネーブで作成された「車両並びに車両へ  
の取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関  
する協定(平成 12 年外務省告示第 474 号)」に基づいて、平成 19 年(2007 年)から国際  
連合欧州経済委員会(UN/ECE)自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において開始さ  
れ、平成 25 年(2013 年)6 月に採択されました。経済産業省は、この世界技術規則を国内  
に取り込むために、高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)に基づく容器保安規則(昭  
和 41 年通商産業省令第 50 号。以下、「容器則」という。)、容器保安規則に基づき表示  
等の細目、容器再検査の方法等を定める告示(平成 9 年通商産業省告示第 150 号。以  
下、「容器則細目告示」という。)等を、平成 26 年(2014 年)5 月 30 日付けで改正します。

2. 改正の主な内容等(詳細は別添の改正概要を参照ください。)

### 【容器則関係】

- (1)世界技術規則によって規定された自動車の燃料装置用として圧縮水素を充てんするた  
めの容器を「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」として定義して規定しました。
- (2)国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る「最高充てん圧力」を、「燃料の充てん中  
にその容器にかかるガスのうち最高のものの数値であって次号に規定する公称使用圧力の 4  
分の 5 倍の圧力の数値」と定義しました。
- (3)国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る「公称使用圧力」を、「温度 15 度におい  
て容器に圧縮水素を完全に充てんして使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数  
値」と定義しました。
- (4)国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る「耐圧試験圧力」を、「最高充てん圧力  
の 5 分の 6 倍の圧力の数値」と定義しました。
- (5)国際圧縮水素自動車燃料装置用容器への刻印等の記号を「GVH」としました。

**【容器則細目告示関係】**

(6)国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器再検査における外観検査及び漏えい試験については、圧縮水素自動車燃料装置用容器と同等の基準としました。

詳細は以下の HP をご覧ください。

○経済産業省HP

<http://www.meti.go.jp/press/2014/05/20140530002/20140530002.html>

<本件担当>

○商務流通保安グループ

高圧ガス保安室 小田、宮本

Tel:03-3501-1706

Fax:03-3501-2357